

# 審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

|  |
|--|
| 法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法  |
| 根 拠 条 項 : 第 9 条 の 1 4 第 3 項  |
| 処 分 の 概 要 : 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付   |
| 原権者 (委任先) : 京都府公安委員会   |
| 法 令 の 定 め :<br>銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条 の 3 第 3 項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第 9 条 の 1 4 第 3 項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条 (届出及び申請の手続)、第 2 2 条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、第 8 2 条 (年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請) |
| 審 査 基 準 :  |
| 標 準 処 理 期 間 : 3 日 (書換えにあつては 1 日)   |
| 申 請 先 : 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口にて提出してください。   |
| 問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)   |
| 備 考 :  |